



# 鳥取県公報

平成 20 年 4 月 15 日 (火)  
第 7 9 8 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (4 件) (272~275) (指導管理課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (276) (福祉保健課) . . . . . 3
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (277) (〃) . . . . . 4
	生活保護法による介護機関の指定 (278) (〃) . . . . . 4
	保安林の指定の解除予定 (279) (森林保全課) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (280) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (281) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (282) (〃) . . . . . 6
	土地改良区の役員の就任 (283) (中部総合事務所農林局) . . . . . 7
	土地改良区の役員の就退任 (4 件) (284~287) (〃) . . . . . 7
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第 272 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務

### 2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部行財政改革局福利厚生室

室長補佐 漆原 芳彦

副主幹 岩下 由紀子

### 3 委任期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

---

## 鳥取県告示第 273 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務

### 2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部河川課

課長補佐兼主幹 宮本 則明

主事 川口 豊長

### 3 委任期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

---

## 鳥取県告示第 274 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有す

ることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
赤碕港の国有財産の使用に係る既往占用料支払債務確認書に基づく既往占用料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県県土整備部空港港湾課  
副主幹 青木 晃  
副主幹 町 鉄男
- 3 委任期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

---

#### 鳥取県告示第 275 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県県土整備部道路企画課  
課長補佐兼主幹 船木 隆一郎  
副主幹 川本 英生  
主事 梶川 和則
- 3 委任期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

---

#### 鳥取県告示第 276 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	平成 20 年 3 月 1 日

**鳥取県告示第 277 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	平成 20 年 2 月 29 日

**鳥取県告示第 278 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
今宮幸樹	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	居宅療養管理指導	平成 20 年 3 月 1 日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町 566	株式会社メディコープとっとり デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 203	通所介護	平成 20 年 4 月 1 日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	デイサービスセンターほのぼの家	倉吉市昭和町一丁目 10	〃	〃
〃	〃	ははき訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字上浅津 70	訪問介護	〃
〃	〃	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所母来寮	〃	特定施設入居者生活介護	〃

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

今宮幸樹	鳥取市湖山町北 六丁目330-16	今宮歯科クリニ ック	鳥取市湖山町北 六丁目330-16	介護予防居 宅療養管理 指導	平成 20 年 3 月 1 日
株式会社メ ディコープ とっとり	鳥取市末広温泉 町566	株式会社メディ コープとっとり デイサービスか がやき	鳥取市末広温泉 町203	介護予防通 所介護	平成20年 4 月 1 日
社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	鳥取市伏野2259 -43	デイサービスセ ンターほのぼの 家	倉吉市昭和町一 丁目10	〃	〃
〃	〃	ははき訪問介護 事業所	東伯郡湯梨浜町 大字上浅津70	介護予防訪 問介護	〃
〃	〃	外部サービス利 用型特定施設入 居者生活介護事 業所母来寮	〃	介護予防特 定施設入居 者生活介護	〃

## 3 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防支援事業所 の名称	介護予防支援事業所の所在 地	指定年月日
南部箕蚊 屋広域連 合	西伯郡南部町法 勝寺 377-1	南部箕蚊屋広域連合 南部介護予防支援事 業所	西伯郡南部町倭 482	平成 20 年 4 月 1 日
〃	〃	南部箕蚊屋広域連合 伯耆介護予防支援事 業所	西伯郡伯耆町吉長 37-3	〃
〃	〃	南部箕蚊屋広域連合 日吉津介護予防支援 事業所	西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15	〃

## 鳥取県告示第 279 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町笠木字生賀野路3014の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第 280 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社 エス・ティ・エヌ 代表取締役 遠藤 美千枝	鳥取市今町一丁目 130	エスポワール	鳥取市今町一丁目 130	介護予防訪問介護	平成 20 年 4 月 14 日

**鳥取県告示第 281 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人赤碕福祉会 理事長 井木久博	東伯郡琴浦町大字赤碕 1061-3	訪問看護ステーションあかさき	東伯郡琴浦町大字赤碕 1062-1	訪問看護	平成 20 年 3 月 31 日
〃	〃	百寿苑デイサービスセンター訪問入浴介護事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕 1061-3	訪問入浴介護	〃

**鳥取県告示第 282 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
----------------	----------------	----------------------	-----------------------	-------

社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 住宅介護支援事業所	倉吉市葵町717-3	平成20年3月31日
社会福祉法人赤碕福祉会 理事長 井木 久博	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	百寿苑デイサービスセンター 住宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	平成20年3月31日

**鳥取県告示第 283 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 昭 浩 倉吉市石塚208-1  
平成20年3月28日就任 任期 平成21年4月5日まで

**鳥取県告示第 284 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 利 雄 倉吉市鋤137  
理 事 仲 本 望 助 倉吉市谷294-1  
理 事 三 好 岩 男 倉吉市別所495  
理 事 伊 垢 離 鉄 夫 倉吉市別所318  
理 事 井 谷 充 亘 倉吉市北面94  
理 事 岡 田 亘 倉吉市北面54-5  
理 事 田 中 喜 昭 倉吉市鋤147  
理 事 馬 壁 聖 倉吉市別所81  
理 事 筏 津 純 一 倉吉市尾原413  
理 事 伊 垢 離 英 明 倉吉市別所350-2  
理 事 瀬 尾 浩 一 倉吉市尾原109-1  
理 事 長 柄 正 秋 倉吉市谷281-2  
理 事 松 井 弘 志 倉吉市別所284-1  
理 事 宮 川 茂 樹 倉吉市津原195  
監 事 山 崎 良 延 倉吉市尾原634-3  
監 事 瀬 尾 勝 美 倉吉市尾原112

平成20年3月27日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	仲 本 望 助	倉吉市谷294-1
理 事	筏 津 純 一	倉吉市尾原413
理 事	岡 田 亘	倉吉市北面54-5
理 事	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
理 事	吉 田 栄 治	倉吉市別所253-1
理 事	伊 垢 離 英 明	倉吉市別所350-2
理 事	安 藤 武 道	倉吉市鋤261
理 事	吉 田 康 雄	倉吉市別所458
理 事	瀬 尾 浩 一	倉吉市尾原109-1
理 事	長 柄 正 秋	倉吉市谷281-2
理 事	隅 哲 也	倉吉市北面169
理 事	松 井 弘 志	倉吉市別所284-1
監 事	瀬 尾 勝 美	倉吉市尾原112
監 事	長 柄 和 徳	倉吉市谷40-2

平成20年3月28日就任 任期4年

## 鳥取県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年4月15日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 井 勇	倉吉市長坂町439-2
理 事	石 賀 由 光	倉吉市下大江202-3
理 事	平 岩 鋼	倉吉市広瀬995
理 事	福 永 孝 行	倉吉市広瀬444
理 事	林 雄 二	倉吉市岩倉211
理 事	山 田 徹 夫	倉吉市大宮154
理 事	宮 原 孝	倉吉市大宮144-6
理 事	山 下 博	倉吉市東鴨41
理 事	吉 田 好 秋	倉吉市長坂町466
理 事	井 澤 洋 二	倉吉市下大江206
監 事	林 良 宣	倉吉市岩倉281
監 事	石 坂 明	倉吉市広瀬760-1

平成20年3月28日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 井 勇	倉吉市長坂町439-2
理 事	石 賀 由 光	倉吉市下大江202-3
理 事	石 坂 昭 市	倉吉市広瀬680



理 事	山 田 徹 夫	倉吉市大宮154
理 事	新 田 幸 寿	倉吉市広瀬852
理 事	岸 田 通 彦	倉吉市長坂町454
理 事	山 下 博	倉吉市東鴨41
理 事	徳 永 紀久生	倉吉市岩倉818
理 事	牧 野 淳 二	倉吉市下大江213
理 事	林 雄 二	倉吉市岩倉211
監 事	宮 原 孝	倉吉市大宮144-6
監 事	堀 一 正	倉吉市東鴨76

平成20年3月29日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年4月15日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 田 昇 昭	倉吉市巖城786
理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
理 事	木 天 稔 夫	倉吉市下古川216-2
理 事	細 川 國 弘	倉吉市新田294-2
理 事	神 宮 幹 雄	倉吉市穴窪250
理 事	池 田 捷 昭	東伯郡北栄町江北810-1
理 事	石 川 孝 平	東伯郡北栄町江北1667-1
理 事	野 嶋 延 幸	東伯郡北栄町国坂537
理 事	井 上 浩	東伯郡北栄町国坂270
理 事	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
理 事	前 田 洋一郎	東伯郡北栄町北条島639
理 事	高 田 弘 幸	東伯郡北栄町北尾154
理 事	田 中 泰 昌	東伯郡北栄町弓原383
理 事	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
理 事	谷 口 重 寿	東伯郡北栄町曲1093
理 事	永 田 巖	東伯郡北栄町東園414
理 事	松 井 義 久	東伯郡北栄町西園1040
理 事	南 場 喜一郎	東伯郡北栄町六尾336
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
監 事	中 村 靱 彦	東伯郡北栄町江北597
監 事	稲 本 喜 久	東伯郡北栄町田井345
監 事	山 辺 美 徳	東伯郡北栄町瀬戸569

平成20年3月31日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 口 喜代美	倉吉市巖城1195-3
理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
理 事	南 條 康 博	倉吉市井手畑129
理 事	細 川 國 弘	倉吉市新田294-2
理 事	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
理 事	池 田 捷 昭	東伯郡北栄町江北810-1
理 事	石 川 孝 平	東伯郡北栄町江北1667-1
理 事	野 嶋 延 幸	東伯郡北栄町国坂537
理 事	井 上 浩	東伯郡北栄町国坂270
理 事	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
理 事	田 熊 巖	東伯郡北栄町米里319-1
理 事	谷 口 重 寿	東伯郡北栄町曲1093
理 事	稲 本 喜 久	東伯郡北栄町田井345
理 事	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
理 事	原 田 健	東伯郡北栄町松神829
理 事	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園407
理 事	上 井 敬	東伯郡北栄町西園931
理 事	谷 口 公 正	東伯郡北栄町瀬戸761
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
監 事	池 田 誠	東伯郡北栄町江北607
監 事	岩 垣 道 弘	東伯郡北栄町北条島580
監 事	油 本 武 義	東伯郡北栄町六尾443

平成20年4月1日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年4月15日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
理 事	上 田 正 宏	東伯郡琴浦町大字上伊勢128
理 事	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
理 事	栗 本 數 雄	東伯郡琴浦町大字保57
理 事	丸 山 專之祐	東伯郡琴浦町大字徳万622
理 事	山 下 晃 生	東伯郡琴浦町大字杉地412
理 事	手 嶋 正 巳	東伯郡琴浦町大字大杉487
理 事	前 田 博	東伯郡琴浦町大字浦安314
理 事	鈴 木 孝 明	東伯郡琴浦町大字笠見69
理 事	進 修	東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
理 事	山 田 満 男	東伯郡琴浦町大字下伊勢556
理 事	山 下 眞 澄	東伯郡琴浦町大字森藤441-2

理 事	朝 倉 康 文	東伯郡琴浦町大字山田288
理 事	岡 本 房 光	東伯郡琴浦町大字下大江423
理 事	井 本 和 夫	東伯郡琴浦町大字逢東203
理 事	野 口 和 寿	東伯郡琴浦町大字金屋310
理 事	北 中 善 隆	東伯郡琴浦町大字八橋302-1
理 事	盛 山 剛 久	東伯郡琴浦町大字槻下941-8
理 事	泓 田 義 則	東伯郡琴浦町大字美好137-1
理 事	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
理 事	池 口 正 彦	東伯郡琴浦町大字宮場173
理 事	定 常 健 一	東伯郡琴浦町大字別宮360
理 事	門 脇 孝 義	東伯郡琴浦町大字鋤213
理 事	竹 中 裕 治	東伯郡琴浦町大字三保370
理 事	前 田 正 秀	東伯郡琴浦町大字中尾166
理 事	岩 本 信 幸	東伯郡琴浦町大字法万332
理 事	佐 伯 薫	東伯郡琴浦町大字八橋2456-3
理 事	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
理 事	北 濱 昭	東伯郡北栄町大谷799-3
理 事	桑 本 史 明	東伯郡琴浦町大字山田35-3
監 事	池 口 正 二	東伯郡琴浦町大字光好461
監 事	中 西 喜久雄	東伯郡琴浦町大字田越322-1
監 事	岡 田 節 夫	東伯郡琴浦町大字倉坂602
監 事	盛 山 桂 一	東伯郡琴浦町大字槻下783
監 事	信 組 幸 仁	東伯郡琴浦町大字三保387
監 事	池 口 隆	東伯郡琴浦町大字古長184-1
監 事	染 川 海 男	東伯郡琴浦町大字浦安351

平成20年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
理 事	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
理 事	井 本 和 夫	東伯郡琴浦町大字逢東203
理 事	丸 山 専之祐	東伯郡琴浦町大字徳万622
理 事	山 下 晃 生	東伯郡琴浦町大字杉地412
理 事	手 嶋 正 巳	東伯郡琴浦町大字大杉487
理 事	進 修	東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
理 事	岡 本 房 光	東伯郡琴浦町大字下大江423
理 事	竹 中 裕 治	東伯郡琴浦町大字三保370
理 事	野 口 和 寿	東伯郡琴浦町大字金屋310
理 事	北 中 善 隆	東伯郡琴浦町大字八橋302-1
理 事	泓 田 義 則	東伯郡琴浦町大字美好137-1
理 事	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
理 事	定 常 健 一	東伯郡琴浦町大字別宮360
理 事	前 田 正 秀	東伯郡琴浦町大字中尾166
理 事	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
理 事	北 濱 昭	東伯郡北栄町大谷799-3

理 事	桑 本 史 明	東伯郡琴浦町大字山田35- 3
理 事	山 本 操	東伯郡琴浦町大字下伊勢423
理 事	朝 倉 重 之	東伯郡琴浦町大字山田287
理 事	山 田 幸 好	東伯郡琴浦町大字笠見23
理 事	中 本 博 義	東伯郡琴浦町大字八橋2384
理 事	生 田 稔	東伯郡琴浦町大字鋤208- 1
理 事	豊 裕 永	東伯郡琴浦町大字浦安434
理 事	桑 本 始	東伯郡琴浦町大字保70- 1
理 事	中 嶋 啓 一	東伯郡琴浦町大字上伊勢111
理 事	前 畑 宏 志	東伯郡琴浦町大字法万102
理 事	古 谷 敏	東伯郡琴浦町大字槻下1129
理 事	山 本 智 則	東伯郡琴浦町大字矢下789
理 事	野 田 年 仁	東伯郡琴浦町大字森藤228
監 事	池 口 正 二	東伯郡琴浦町大字光好461
監 事	中 西 喜久雄	東伯郡琴浦町大字田越322- 1
監 事	染 川 海 男	東伯郡琴浦町大字浦安351
監 事	徳 丸 英 登	東伯郡琴浦町大字八反田51
監 事	松 本 重 則	東伯郡琴浦町大字倉坂453
監 事	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢束575
監 事	森 本 弘 幸	東伯郡琴浦町大字三保157

平成20年 3 月 19 日就任 任期 4 年

---

## 公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成 20 年 5 月 13 日（火）午後 2 時

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 33 会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事（鳥取市北村・服部地内）